

記入される前にお読みください。

※ 必ず委任者が代理人、委任事項を自署・押印し、原本を提出してください。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※ 委任状の作成日より 3 カ月以内に窓口にお越しください。

委 任 状

(宛先) 柏原市長

令和 年 月 日作成

委任者 (頼む方)

住所

氏名

(印)

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

- ☐ 世帯変更届に関する手続き
- ☐ 戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び(除)住民票の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金及び国民健康保険、介護保険に関する手続き
- ☐ 市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)に関する手続き
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

☐ 遺族年金用：所得証明書

最新年度分

通

☐ 相続登記用：固定資産評価証明書

最新年度分

(土地：全部・一部) (家屋：全部・一部)

各

通

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。固定資産評価証明書は、毎年 4 月 1 日に最新年度が替わります。

原本保管：市民課